

タイトル 合弁会社（JV）における資金調達スキーム

田中 啓介

チェンナイは7月に入り暑さが少しずつ和らいできました。当地チェンナイで2年前にオープンしたインド初本格ラーメン専門店「秋平」が、この5月にチェンナイ市内に第2号店を新たに出店し、日本人にとってチェンナイにおける食生活の選択肢がまたひとつ増えました。一方で、2017年7月から導入された新しい税制GST（物品・サービス税）の導入により、販売価格やサプライチェーンの見直し、会計システムの変更、経理スタッフの育成など、忙しくされている日系企業も多いのではないかと思います。さて、昨今インド企業との合弁会社（JV）でインドに進出している日系企業は多いですが、事業のステージに応じてさまざまな課題に直面するケースをよく耳にします。今回はそれらの課題の中で、JVにおける資金調達についてご紹介したいと思います。

<企業の資金調達方法>

インド企業とのJVにより進出している日系企業にとって、資金調達が必要となった場合の選択肢として一般的なのは、日本本社の保証付きでの銀行から借入を行うケースや、親子ローン（日本の親会社を通じた融資）などが想定されますが、すでに多額の負債を抱えているようなケースでは増資せざるを得ない状況に陥る場合があります。この場合、JVパートナーであるインド企業が増資に応じてくれるかどうか問題となりますが、もしJVパートナーが増資に応じない場合、「日系企業側だけが増資をするとインド企業側の株式が相対的に希薄化するため、増資には応じたくない。が、株式の希薄化も避けたい。」というJVパートナーの主張により、資金調達の議論がデッドロックしてしまう可能性があります。この場合の選択肢として想定されるのはCCPS（Compulsory Convertible Preference Shares：強制転換型優先株式）やCCD（Compulsory Convertible Debenture：強制転換型社債）の発行や、Equity Shares with differential voting rights（配当や議決権について異なる定めを行う普通株式）の発行、そして、借入とこれらの株式や社債発行との組み合わせによる資金調達です。

これらの方法により、一定条件下で既存株主の持分比率を維持しつつ、会社側は株価、メリット、デメリットを総合的に考慮して資金調達を検討できます。

なお、親子ローンであれば元本の返済および受取利息による資金回収ができますが、議決権を与えない株式の発行による増資は出資者にとってメリットが少ないため、借入と増資をどのようなバランスで実施すべきか、また、将来どのようにして資金を回収するのかを慎重に検討した上で意思決定する必要があるため、専門家への事前にご相談されることをおすすめいたします。



外国為替管理法などの管轄官庁である
インド準備銀行（RBI）